

速報 中国商標法改正草案



中国商標代理人 王 小青¹ 日本弁理士 森 智香子²

I. はじめに

中国商標法は1982年の成立の後、これまでに2度に亘る改正がなされている。1度目は1993年、2度目は2001年である。国家工商行政管理総局は2003年頃から調査・研究、検討会での議論など、第3次法改正の準備をすすめているが、未だ改正法は成立していない。既に前の法改正から10年以上が経過しており、現在の中国の情勢やユーザーのニーズに合致しない部分が少なくない³。

2011年9月2日に最新の意見募集稿が国务院法制弁公室⁴より発表された。本稿ではその内容について、紹介したい（現行法の規定の翻訳文については、JETROのウェブサイトに掲載されているものを参考にさせて頂いた）。

II. 現行商標法と意見募集稿との規定の対比

意見募集稿にある改正案の中には、条文の位置の変更、条例など下位の法律から商標法への昇格など、実質的なものだけでなく、形式的な内容も存在する。本稿では実質的な内容のもののうち、特に重要と思われる事項を中心に紹介する。

1. 商標権の保護強化と消費者の利益保護

(1) 商標の概念

非伝統的商標の保護が検討されている。2009年に発表された意見募集稿では、商標局が適切なタイミングをみて、音声、香り、動きの商標について商標出願をできることにするとといった内容が記載されていたが、今回の

1. 北京衆天揚知識産権代理有限公司 (Dayup Intellectual Property Co, Ltd.) 代表取締役。元中国国際貿易促進委員会特許商標事務所 (CCPIT Patent and Trademark Law Office) 商標部副部长。INTA 会員、中国商標協会会員、中国知的財産権研究会会員。
2. 早稲田大学理工学術院非常勤講師。Sun East 知的財産事務所 所長。弁理士 (特定侵害訴訟代理業務付登録)。大手法律事務所勤務を経て、開業。国内外、特にアジア圏での商標の権利化業務に力を注いでいる。平成 23 年度日本弁理士会意匠委員会委員、著作権委員会委員。国際商標協会 (INTA) で Bulletin Committee のメンバー。本誌の他、「発明」「知財管理」「China IP」への執筆や寄稿など、多岐にわたり活躍中。
3. 国家工商行政管理総局の副局長である付双建氏は、商標法が社会経済に与える影響の大きさと現状に合った法整備の必要性に言及 (2011年3月13日。第11期全国人民代表大会第4回会議の新聞センターにおける記者会見)。
4. 国务院の立法業務の検討等を行う機関。

意見募集稿には香りや動きの商標については含まれていない。

現行商標法	意見募集稿
<p>第八条</p> <p>自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるいかなる視覚的標章（文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状及び色彩の組合せ、並びにこれらの要素の組合せを含む）は、全て商標として登録出願することができる。</p>	<p>第八条</p> <p>自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるいかなる標章（文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩と音声、並びにこれらの要素の組合せを含む）は、全て商標として登録出願することができる。</p>

（２）登録できない商標

現行法の登録要件を明確にするような法改正案が出されている。例えば、現行の中国商標法第十条（七）は「誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの」と規定しているが、意見募

集稿では誇大宣伝を「公衆に商品の品質あるいは産地などの特徴について容易に誤認を生じさせるもの」とすることで明確化を図ろうとしている。

現行商標法	意見募集稿
<p>第十条</p> <p>次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。</p> <p>（一）中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、勳章と同一又は類似したもの及び中央国家机关所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。</p> <p>（二）外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は類似したもの。但し当該国政府の承諾を得ている場合にはこの限りではない。</p> <p>（三）各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章と同一又は類似するもの、但し同組織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせない場合にはこの限りではない。</p> <p>（四）管理下での実施が明らかであり、その保</p>	<p>第十条</p> <p>次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。</p> <p>（一）中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、軍隊の記章、勳章と同一又は類似したもの、及び中央国家机关の名称、標識及びその所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。</p> <p>（二）外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は類似したもの。但し当該国政府の承諾を得ている場合にはこの限りではない。</p> <p>（三）各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章と同一又は類似するもの、但し同組織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせない場合にはこの限りではない。</p>

<p>証を付与する政府の標章、又は検査印と同一又は類似したもの。但し、その権利の授権を得ている場合にはこの限りではない。</p> <p>(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似したもの。</p> <p>(六) 民族差別扱いの性格を帯びたもの。</p> <p>(七) 誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの。</p> <p>(八) 社会主義の道德、風習を害し、又はその他公序良俗に反するもの。</p> <p>2. 県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名は、商標とすることができない。但し、その地名が別の意味を持ち又は団体商標、証明商標の一部とする場合にはこの限りではない。既に地理的表示を利用した商標として登録された商標は、引き続き存続することができる。</p>	<p>(四) 管理下での実施が明らかであり、その保証を付与する政府の標章、又は検査印と同一又は類似したもの。但し、その権利の授権を得ている場合にはこの限りではない。</p> <p>(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似したもの。</p> <p>(六) 民族、<u>人種差別的扱い</u>の性格を帯びたもの。</p> <p>(七) 欺瞞性を帯び、<u>公衆に商品の品質あるいは産地などの特徴について容易に誤認を生じさせるもの。</u></p> <p>(八) 社会主義の道德、風習を害し、又はその他公序良俗に反するもの。</p> <p>2. 県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名は、商標とすることができない。但し、その地名が別の意味を持ち又は団体商標、証明商標の一部とする場合にはこの限りではない。既に地理的表示を利用した商標として登録された商標は、引き続き存続することができる。</p>
<p>第四十六条</p>	<p>第五十五条</p>
<p>登録商標が取消され又は期間満了し更新されていないときは、取消又は消滅の日から1年以内は、商標局はその商標と同じか又は類似する商標の登録を認めない。</p>	<p>登録商標が取消され又は期間満了し更新されていないときは、取消又は消滅の日から1年以内は、商標局は<u>他人</u>のその商標と同じか又は類似する商標の登録を認めない。<u>但し、その登録商標が連続3年不使用により取消された場合、この限りでない。</u></p>

登録要件については、上記以外にも細かな部分での改正案が出されているが、特に重要なものは、意見募集稿の第三十四条である。意見募集稿の第三十四条には2つの案がある。【改正案2】の2項は、悪意による商標登録を阻止する規定で、3項は馳名商標に認められていた特別な保護を一定の影響力のある商

標にまで拡大することを認めるともとれる規定になっている。

現行商標法	意見募集稿
第三十一条	第三十四条
<p>商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で登録してはならない。</p>	<p>【改正案1】 <u>商標登録の出願は先に存在する他人の<u>その他</u>の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で登録してはならない。</u></p> <p>【改正案2】 <u>商標登録の出願は先に存在する他人の<u>その他</u>の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で登録してはならない。</u></p> <p>2. <u>出願商標が同一又は類似した商品について、他人が中国で先に使用された商標と同一又は類似し、出願人が当該他人との間で契約、取引、地域関係或いはその他の関係で他人の商標の存在を明らかに知った場合には、登録してはならない。</u></p> <p>3. <u>出願する商標が、非同一又は非類似の商品について比較的強い顕著性かつある程度の影響がある他人の登録商標の盗用であり、公衆に容易に混同を生じさせる場合には、登録してはならない。</u></p>

(3) 権利侵害に対する厳罰化及び商標権者の使用

侵害行為への厳罰化に関する規定が意見募集稿の中にある。具体的には、5年以内における再犯への加重処罰や損害賠償の上限基準を現在の「50万元以下」から「100万元以下」

への引き上げ等が検討されている。

また、損害賠償を請求するにあたって商標権者による使用の証拠等を求める規定の追加など、権利行使に関連する改正案には注目すべきものが多い。

現行商標法	意見募集稿
第五十六条	第六十七条
<p>商標専用権侵害の損害賠償額は、侵害者が侵害した期間に侵害により得た利益又は被侵害者</p>	<p>商標専用権侵害の損害賠償額は、<u>権利者が侵害により実際に受けた損失とし、実際に受けた損</u></p>

<p>が侵害された期間に侵害により受けた損失とし、被侵害者が侵害行為を抑止するために支払った合理的支出を含む。</p> <p>2. 前項にいう侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害により受けた損失を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状により50万元以下の損害賠償を命ずる。</p> <p>3. 登録商標専用権侵害の製品であることを知らず販売した場合、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者の情報を提供した場合には、損害賠償の責を負わない。</p>	<p>失を確定することが困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益とする。賠償金には権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的支出を含む。</p> <p>2. 前項にいう権利者が侵害により実際に受けた損失又は侵害者が侵害により得た利益を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状により100万元以下の損害賠償を命ずる。</p> <p>3. 登録商標専用権侵害の製品であることを知らず販売した場合、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者の情報を提供した場合には、損害賠償の責を負わない。</p> <p>4. 商標権者は損害賠償を請求するとき、その前3年以内に当該登録商標を使用した証拠及びその他の関連証拠を提供しなければならない。</p>
<p>新規追加</p>	<p>第六十三条</p>
	<p>登録商標に下記の内容を含む場合、商標権者は他人の正当使用を禁止することができない。</p> <p>(一) その商品に一般的に用いられる名称、図形、規格とサイズ</p> <p>(二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したものの</p> <p>(三) 地名</p> <p>(四) 商品自体の性質により生じた形状</p> <p>(五) 技術的効果を得るために必然な形状</p> <p>(六) 商品に本質的な価値を備えさせるための形状</p>
<p>第五十三条</p>	<p>第六十四条</p>
<p>本法第五十二条に定める登録商標専用権を侵害する行為の一つがあり、紛争を生じた場合、当事者の協議により解決する。協議しないか、又は協議が成立しない場合は、商標登録権者又</p>	<p>本法第六十一条に定める登録商標専用権を侵害する行為の一つがあり、紛争を生じた場合、当事者の協議により解決する。協議しないか、又は協議が成立しない場合は、商標登録権者又</p>

<p>は利害関係人は人民法院に訴えを提起でき、また工商行政管理部門に処理を請求することができる。工商行政管理部門が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造、登録商標標識を偽造するために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる。当事者は処理に不服があるときは、処理通知を受け取った日から15日以内に「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害人が期間内に訴訟を提起せず、かつ決定を履行しないときは、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を担当する工商行政管理部門は当事者の請求により、商標専用権侵害の賠償金額について調停することができる。調停が不調の場合、当事者は「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。</p>	<p>は利害関係人は人民法院に訴えを提起でき、また工商行政管理部門に処理を請求することができる。工商行政管理部門が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造、登録商標標識を偽造するために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる。<u>5年以内に2回以上商標権侵害行為があった場合、厳しく処罰しなければならない。</u>当事者は処理に不服があるときは、処理通知を受け取った日から<u>2ヶ月</u>以内に「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害人が期間内に訴訟を提起せず、かつ決定を履行しないときは、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を担当する工商行政管理部門は当事者の請求により、商標専用権侵害の賠償金額について調停することができる。調停が不調の場合、当事者は「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。</p>
---	---

2. 商標登録制度の簡素化と応答期限に関する改正

(1) 意見書提出の機会

現行法において、商標出願がなされると、方式審査と実体審査がなされるが、実体審査において審査官が拒絶という判断をした場合に、出願人による意見書提出等による反論の機会は認められていない。そのため、審査官の判断に不服がある場合には再審を請求する必要があり、これにより商標登録まで長期間を要する場合がある。意見募集稿では、意見書の提出を認める規定が存在する。

また、十分な理由を欠く異議申立（他人の登録を一時的に阻止するための悪意による異議申立等）も、審査遅延の要因の一つとなっており、異議申立人適格を限定（「先行権利者或いは利害関係者」に限定）する内容の規定が意見募集稿の中には存在する。

さらに、異議申立の決定に不服がある場合に、現行法では異議申立人、商標出願人いずれも再審請求することができることになっているが、意見募集稿では商標出願人側に限る内容となっており、ペンディング状態の期間を短くする方向での改正が検討されている。

現行商標法	意見募集稿
新規追加	第三十二条
	<p><u>審査段階において、商標局は商標登録出願の内容を説明或いは修正する必要があると考える場合には、出願人に「審査意見書」を送し、意見書を受領した日より 30 日以内に説明或いは修正を要求することができる。期間が過ぎても回答しなかった場合、商標局の決定は妨げられない。</u></p>
第三十条	第三十六条
<p>初歩査定された商標について、その公告の日から3ヵ月以内に、何人も異議を申し立てることができる。期間を満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証を交付し公告する。</p>	<p>初歩査定された商標について、その公告の日から3ヵ月以内に、<u>先行権利者或いは利害関係者はこの法律の第十三条、第十五条、第十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条の規定に違反したと考える場合には、商標局に異議を申し立てることができる。期間を満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証を交付し公告する。</u></p>
第三十三条	第三十八条
<p>初歩査定され公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、決定を下さなければならない。当事者は不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標審査委員会に再審を請求することができる。商標審査委員会は裁定を下し、異議申立人及び被異議申立人に書面で通知する。</p> <p>2. 当事者は商標審査委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は、商標再審段階での相手方当事者に対し第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。</p>	<p>初歩査定され公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、<u>登録を許可するか否かを決定し、異議申立人及び被異議申立人に書面で通知する。</u></p> <p>2. <u>商標局は登録の決定をした場合、被異議申立人に商標登録証を発行し、かつ公告する。異議申立人は不服がある場合、この法律の第四十八条の規定により、商標審査委員会に当該登録商標を取消すよう請求することができる。</u></p> <p>3. <u>商標局の不登録の決定に対し、被異議申立人は不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に、商標審査委員会に不登録の再審を請求することができる。商標審査委員会の決定に不服がある場合、決定を受領した日から30日以</u></p>

	内に、 <u>人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は、異議申立人に対し第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。</u>
--	---

(2) 期間に関する整備

拒絶に対する再審請求の期間、異議申立の決定に対する再審請求期間など、現行法では

法定期間が短く、期間を延ばす方向での改正案が出されている。

現行商標法	意見募集稿
第三十二条 出願を拒絶し公告しない商標については、商標局は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人はこの決定に不服があるときは、通知を受領した日から 15 日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、出願人に書面で通知する。 2. 当事者は商標評審委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に人民法院に訴えを提起することができる。	第三十七条 出願を拒絶した商標、公告しない商標、 <u>初歩査定公告を取消した</u> 商標については、商標局は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人はこの決定に不服があるときは、通知を受領した日から <u>30 日</u> 以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、出願人に書面で通知する。 2. 当事者は商標評審委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。
第四十九条 商標局の登録商標取消の決定について、当事者に不服があるときは、通知を受け取った日から15日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、請求人に書面で通知する。 当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。	第五十八条 商標局の登録商標取消の決定について、当事者に不服があるときは、通知を受け取った日から <u>30日</u> 以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、請求人に書面で通知する。 当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。
第五十条 工商行政管理部門がこの法律第四十五条、第四十七条、第四十八条の規定に基づき下した罰金の決定について、当事者に不服があるときは、	第五十九条 工商行政管理部門がこの法律 <u>第五十二条、第五十三条、第五十六条、第五十七条</u> の規定に基づき下した <u>処罰決定</u> について、当事者に不服があ

通知を受け取った日から15日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。期間内に訴えを提起しない又は決定を履行しないときは、関係する工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求する。	るときは、 <u>処罰決定</u> を受け取った日から2ヶ月以内に、人民法院に訴えを提起することができる。期間内に訴えを提起しない又は決定を履行しないときは、 <u>処罰決定</u> を下した工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求する。
---	--

3. ユーザーにとって使いやすい制度の創設

電子出願制度（現在、電子出願については

制限が多く利用しにくい）や多区分出願の導入が検討されている。多区分出願の導入のニーズは高いが、新法の施行と同時に多区分出願が認められるかどうかは明らかでない。

現行商標法	意見募集稿
第十九条 商標登録を出願するときは、定められた商品分類表に基づき商標を使用する商品類及び商品名を明記しなければならない。	第二十一条 商標登録を出願するときは、定められた商品分類表に基づき商標を使用する商品類及び商品名を明記しなければならない。 <u>2. 商標登録出願などの関係書類は、紙による書面方式或いは電子方式で提出することができる。紙による書面方式で提出する場合には、タイプ或いは印刷しなければならない。</u>
第二十条 商標登録出願人は異なる区分の商品について同一の商標を出願する場合には、商品区分表に従い出願をしなければならない。	第二十二条 商標登録出願人は異なる区分の商品について同一の商標を出願する場合には、商品区分表に従い出願をしなければならない。 <u>2. 一つの出願で複数区分の商品に同一の商標を出願する具体的な方法は國務院工商行政管理部門により規定される。</u>

III. 終わりに

本稿では、意見募集稿の中で重要なものについて、取り上げた。現在のところ、改正の時期等については明らかにされていない。今後の中国商標法改正の動向に注目したい。

知財ジャーナル

VOL.204

2011

知的財産戦略について

木村 直樹

商標権の間接侵害の成否

—チュッパチャプス事件判決—

関 智文



Customs Intellectual Property Information Center